

札幌市宿泊税 Q & A

令和7年7月 11 日時点

札幌市

目次

1 宿泊税について

Q1	宿泊税とはどのような税金ですか	5
Q2	なぜ宿泊税を導入するのですか	5
Q3	なぜ観光振興のための税を宿泊者だけが支払うのですか	5
Q4	「宿泊」の定義は	5
Q5	宿泊税条例の施行はいつですか(いつから導入されますか)	5
Q6	条例の施行日より前にホテル等の予約をした場合でも宿泊税はかかりますか	5
Q7	宿泊税の税額はいくらですか	6
Q8	なぜ札幌市の税率は2段階になっているのですか	6
Q9	税率が変更されることはないのですか	6
Q10	宿泊料金が低廉な宿泊施設では負担が大きいと思いますが免税点は設けないのですか	6
Q11	宿泊税はどのように支払うのですか	6

2 宿泊税の課税対象について

Q1	「宿泊料金」の定義は	7
Q2	食事料金を設定していない場合の宿泊料金はどのように計算しますか	7
Q3	添い寝の幼児や子どもも宿泊税の対象となりますか	7
Q4	修学旅行生も課税対象となりますか	7
Q5	修学旅行の事前準備(下見)は課税免除とりますか	8
Q6	修学旅行生について、学校から「修学旅行であることの証明書」を提出しないと課税免除とはならないのですか	8
Q7	課税免除の対象となる「その他の学校行事」とはどのようなものですか	8
Q8	中体連、高体連、スポーツ合宿、受験生等の学生は課税免除にならないのですか	8
Q9	民泊で宿泊する場合も課税対象となりますか	8

2 宿泊税の課税対象について

Q10	長期滞在の場合も課税対象となりますか	8
Q11	連泊割引における宿泊料金の考え方はどうなりますか	9
Q12	企画旅行・手配旅行における宿泊料金の考え方はどうなりますか	9
Q13	宿泊予約サイトに支払う手数料は宿泊料金に含まれますか	9
Q14	利用客室の変更(アップグレード)があった場合の宿泊料金はどうなりますか	9
Q15	観光目的ではない宿泊でも課税対象となりますか	9
Q16	外国人観光客も課税対象となりますか	9
Q17	札幌市民が札幌市内で宿泊する場合も課税対象となりますか	10
Q18	ハウスユース(自社の社員もしくは会社自らが客室を利用すること)の場合は課税対象となりますか	10
Q19	自社向けの研修施設でも課税対象となりますか	10
Q20	ラブホテルは課税対象となりますか 課税対象となる場合、休憩利用でも課税することとなりますか	10
Q21	マンスリーマンションやウィークリーマンションは課税対象となりますか	10
Q22	1室当たりの宿泊料金を設定し、1人当たりの宿泊料金を設定していない場合、宿泊料金はどのように算出するのですか	10
Q23	レイトチェックイン、レイトチェックアウトの場合は課税対象となりますか (事前に宿泊契約をした上で午前0時を超えてからチェックインした場合)	11
Q24	シーツ代のみ料金を徴収する場合でも課税対象となりますか	11
Q25	公営施設も課税対象となりますか	11
Q26	キャンプ場のコテージやテントサイトも課税対象となりますか	11
Q27	カプセルホテルも課税対象となりますか	11
Q28	インターネットカフェも課税対象となりますか	11
Q29	当日のみの利用(小休憩)や、短時間での日をまたぐ利用の場合は課税対象となりますか	12
Q30	ホールドルーム等、事前に部屋を押さえていた場合はどうなりますか	12
Q31	避難所開設等の緊急時における宿泊については課税対象外としてよいですか	12

2 宿泊税の課税対象について

Q32	生活困窮者が利用する無料低額宿泊所も課税対象となりますか	12
Q33	無料宿泊券を利用する場合も課税対象とりますか	12
Q34	キャンセルがあった場合の取扱いはどうなりますか	13
Q35	外国大使の宿泊は課税対象となりますか	13
Q36	エキストラベッドを追加した場合、宿泊料金はどのように計算しますか	13
Q37	子どもの宿泊料は徴収せず「施設利用料」として定額を徴収する場合、課税対象となりますか	13
Q38	旅行会社の添乗員の宿泊料金が規約により無料となる場合は課税対象となりますか	13
Q39	2人で予約し事前に宿泊税を徴収していましたが、実際の宿泊が1人のみであった場合の取扱いはどうなりますか	13
Q40	外貨建て取引による宿泊料金の考え方はどうなりますか	14

3 特別徴収の手続き等について(特別徴収義務者向け)

Q1	特別徴収義務者となるのはどのような人ですか	14
Q2	特別徴収義務者として行わなければならないことはどのようなものがありますか	14
Q3	これから宿泊施設の経営を始めようと考えていますが、どのような手続きが必要になりますか	14
Q4	宿泊税の申告書等の様式はどこで入手できますか	14
Q5	各種申告書等はどこに提出すればよいですか	15
Q6	納入申告書は毎月送られてきますか	15
Q7	申告納入は毎月行わなければならないのですか	15
Q8	宿泊がない月でも申告書を提出しなければならないのですか	15
Q9	札幌市と北海道それぞれに申告納入する必要があるのでしょうか	15
Q10	銀行窓口で宿泊税を納入する場合、振込手数料は事業者が負担するのでしょうか	15

3 特別徴収の手続き等について(特別徴収義務者向け)

Q11	旅行業者を通じて宿泊費が支払われた場合、旅行業者からの入金に1～3ヶ月程かかりますが、宿泊の翌月に宿泊税を納入しないといけないのでしょうか	16
Q12	宿泊税を口座振替で支払うことはできますか	16
Q13	宿泊税の電子申告は可能ですか	16
Q14	宿泊者の情報を取得する必要がありますか。また、保存すべき書類はありますか	16
Q15	罰則規定はありますか	16
Q16	宿泊者が宿泊税を支払わなかった場合どうなりますか	16
Q17	特別徴収義務者が宿泊税を宿泊者から徴収する方法は決まっていますか	16
Q18	旅行業者は特別徴収義務者となっていないませんが、宿泊者から宿泊税相当の金額を預かって問題ないのでしょうか	17
Q19	旅行業者から宿泊税を一括して市に納入してもらうことはできないのでしょうか	17
Q20	現金以外の支払手段で宿泊税を徴収した場合の各種手数料は特別徴収義務者の負担になるのでしょうか	17
Q21	宿泊者と予約者(料金支払者)が別人の場合、どちらから宿泊税を徴収すべきでしょうか	17
Q22	領収書に宿泊税の表記をしなければならないのでしょうか	17
Q23	領収書に貼る収入印紙の金額は宿泊税を除いた金額で判断するのでしょうか	17
Q24	特別徴収事務に係る費用に対する補償などはありませんか	18
Q25	宿泊税制度の周知・広報はどのように行うのでしょうか	18
Q26	外国人への説明に対するサポートはありますか	18
Q27	申告や納入が遅れた場合どうなりますか	18
Q28	宿泊が月をまたいだ場合、それぞれの月で申告納入するのでしょうか	18
Q29	特別徴収義務者交付金相当額を差し引いて申告納入してもよいですか	18
Q30	旅館業(住宅宿泊事業)をやめる場合、宿泊税の手続きも必要ですか	18

1 宿泊税について

Q1 宿泊税とはどのような税金ですか

A 宿泊税は、札幌市内のホテルや旅館、民泊などに宿泊する場合に、宿泊者に対して課税される税で、条例により税率などが定められる法定外目的税です。

Q2 なぜ宿泊税を導入するのですか

A 令和元年9月に設置した「札幌市観光振興に係る新たな財源に関する調査検討会議」から、同年12月に「新たな財源の在り方として宿泊税が妥当」との答申をいただいたことから、宿泊税導入に向けた検討を進めてきました。

今後、札幌市の人口減少が進むことで税収も減少していくことが見込まれる中、社会保障費の増加や老朽化した公共施設の更新費用の増加など、財政運営は厳しくなることが予想されることから、継続的に観光振興に取り組んでいくためには、安定的な財源を新たに確保する必要があり、その財源の在り方としては、市民からの税金だけを原資とするのではなく、行政サービスの受益に応じた負担を求めるという観点が重要であると考え、宿泊税を導入することとしたものです。

Q3 なぜ観光振興のための税を宿泊者だけが支払うのですか

A 宿泊者の宿泊目的を客観的に把握することは難しいこと、また、宿泊者は一定程度の行政サービスを享受することを踏まえ、税の公平性や受益と負担の観点から、宿泊目的に関わらず、宿泊税を納めていただくこととしております。

Q4 「宿泊」の定義は

A 宿泊とは、一般的には寝具を利用して夕方から翌朝まで就寝を伴い、宿泊施設を利用する行為をいいますが、宿泊税においては原則として以下の基準に基づいて課税対象となる宿泊かどうかを判断します。

- ・その利用行為が契約上宿泊としての取扱いであるもの。
- ・上記以外の場合で、その利用行為が日をまたぐ6時間以上の利用であるもの。

Q5 宿泊税条例の施行はいつですか(いつから導入されますか)

A 令和8年4月1日から施行する予定です。

※令和7年3月21日に札幌市宿泊税新設の総務大臣同意を得ており、今後、札幌市宿泊税条例の施行期日を定める規則にて規定する予定

Q6 条例の施行日より前にホテル等の予約をした場合でも宿泊税はかかりますか

A 条例の施行日（令和8年4月1日）前に予約をした場合でも、宿泊日が施行日以降であれば宿泊税が課税されます。

1 宿泊税について

Q7 宿泊税の税額はいくらですか

A 宿泊料金により札幌市では2段階、北海道では3段階の税率を採用しており、1人1泊につき次の区分にてご負担いただきます。

宿泊料金区分	税率
2万円未満	300円（市税分200円、道税分100円）
2万円以上5万円未満	400円（市税分200円、道税分200円）
5万円以上	1,000円（市税分500円、道税分500円）

Q8 なぜ札幌市の税率は2段階になっているのですか

A 現在の札幌市内のほぼ全ての宿泊者が5万円未満の単価であり、今後札幌市が求められる新たな課題への対応も見据えた税額として、200円/人泊と設定しました。一方、今後進出が予定される4つ星や5つ星のハイグレードホテルでの宿泊を想定し、先行する他自治体の状況も踏まえ、応分の負担を求めるという観点から宿泊料金5万円以上の価格帯の2段階を設定したものです。

Q9 税率が変更されることはないのですか

A 税率は札幌市宿泊税条例にて定めており、施行後5年ごとに、社会経済情勢等の推移等を勘案し、この条例の内容について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとしております。

Q10 宿泊料金が低廉な宿泊施設では負担が大きいと思いますが免税点は設けないのですか

A 宿泊目的や宿泊料金の多寡に関わらず、納税義務者となる宿泊者は一定程度の行政サービスを受用することを踏まえ、受益と負担の観点から免税点は設けないこととしております。税率については、宿泊者にとってのわかりやすさや特別徴収義務者となる宿泊事業者の事務負担軽減といった点を重視し、宿泊料金が5万円未満で200円、5万円以上で500円の税率としております。

<免税点>

宿泊料金が一定金額以下のときには課税しないこととする場合の、その一定金額のこと。

Q11 宿泊税はどのように支払うのですか

A 宿泊税は特別徴収の方法で徴収することとしておりますので、宿泊者が宿泊される宿泊施設へお支払いいただき、宿泊施設から札幌市へ納入されます。

※予約サイトや旅行業者への支払額に宿泊税が含まれている場合があります。

2 宿泊税の課税対象について

Q1 「宿泊料金」の定義は

A 宿泊料金は、宿泊の対価として支払うべき金額のことで、宿泊に付随して提供される食事、宴会等の料金が宿泊料金に含まれている場合は、食事料金等に相当する金額を控除した金額が宿泊料金となります。

宿泊料金には、宿泊者の意思にかかわらず請求される清掃代、寝具使用代、入浴代、寝衣代その他これらに係るサービス料、奉仕料等が含まれます。

Q2 食事料金を設定していない場合の宿泊料金はどのように計算しますか

A 食事料金の金額については、事業者において算出の上、当該金額を宿泊料金から控除して宿泊税額を算出してください。

なお、無料で食事が提供される場合は、食事料金の対価に相当する額がないものとしてください。

Q3 添い寝の幼児や子どもも宿泊税の対象となりますか

A 幼児・子どもの宿泊についても、宿泊料金を徴収されているのであれば課税対象となりますが、例えば、添い寝無料などにより、宿泊料金が発生しない場合は課税対象となりません。

Q4 修学旅行生も課税対象となりますか

A 下記の施設に通う児童、生徒又は学生並びに引率者で、当該施設が主催する修学旅行その他学校行事に参加している方は宿泊税の課税が免除になります。

宿泊税を免除するためには、学校等が「修学旅行その他学校行事であることの証明書」を宿泊施設へ提出する必要があります。

＜対象の施設＞

- ・幼稚園（幼稚園型認定こども園含む）、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校

※以下は３歳以上の幼児に限る

- ・幼保連携型認定こども園、保育所（保育所型認定こども園含む）、認可外保育施設（地方裁量型認定こども園含む）、家庭的保育事業を行う施設、小規模保育事業を行う施設、居宅訪問型保育事業を行う施設、事業内保育事業を行う施設

＜引率者とは＞

児童、生徒の引率を行う学校の関係者や、介助等を必要とする児童、生徒の対応を行う看護師や保護者等をいいます。

旅行業者の添乗員やカメラマン等は対象となりません。

2 宿泊税の課税対象について

Q5 修学旅行の事前準備(下見)は課税免除とりますか

A 宿泊税は、宿泊施設における宿泊行為に対して課することとしておりますが、学校が教育上の見地から行う修学旅行その他の行事に参加している者等については、例外的な取扱いとして宿泊税を課さないこととしております。なお、「修学旅行その他の行事」とは、文部科学省が定めた学習指導要領等に基づき実施する学校行事と整理しており、併せて、対象者についても、学校行事に参加する児童、生徒又は学生を基本としつつ、学校行事当日の円滑な運営のため必要不可欠な引率を行う学校関係者など最低限の方を課税免除としているところです。

このように、課税免除は非常に限定的に取り扱う必要があるとの観点から修学旅行の事前準備(下見)については、児童、生徒又は学生が参加しないこと、学習指導要領等に基づき実施する学校行事ではないことから、課税免除の対象とはしておりません。

Q6 修学旅行生について、学校から「修学旅行であることの証明書」を提出しないと課税免除とはならないのですか

A 課税免除とするためには、宿泊施設において、学校等が作成した「札幌市宿泊税の課税免除にかかる修学旅行等であることの証明書」を受領、保管する必要がありますので、当該証明書の提出がなければ課税免除とはなりません。

Q7 課税免除の対象となる「その他の学校行事」とはどのようなものですか

A 宿泊学習、林間学校、社会科見学などが対象となります。

これらの場合も、宿泊税を免除するためには、学校等から「修学旅行その他学校行事であることの証明書」の提出が必要となります。

Q8 中体連、高体連、スポーツ合宿、受験生等の学生は課税免除にならないのですか

A 課税免除の対象としているのは、学習指導要領における学校行事であると認められるものであり、中体連や高体連、スポーツ合宿、受験等の理由では課税免除とはなりません。

Q9 民泊で宿泊する場合も課税対象となりますか

A 宿泊税は、旅館業法に係る施設又は住宅宿泊事業法に係る住宅において、宿泊料金を支払って宿泊する宿泊者が納税義務者となるため、民泊も課税対象となります。

Q10 長期滞在の場合も課税対象となりますか

A 宿泊契約に基づく宿泊行為であれば、滞在の期間にかかわらず宿泊数に応じて宿泊税が課税されます。

2 宿泊税の課税対象について

Q11 連泊割引における宿泊料金の考え方はどうなりますか

A 連続して宿泊することにより受ける連泊割引について、宿泊日ごとに割引率が明確な場合は、通常の宿泊料金に対して宿泊日ごとに割引計算を行ったものを宿泊料金とします。

連泊期間を一括して割引を行っている場合には、割引後の宿泊料金の総額を宿泊期間の日数で除した金額を宿泊料金とします。

Q12 企画旅行・手配旅行における宿泊料金の考え方はどうなりますか

A 企画旅行については、旅行業者と宿泊施設との契約により定められている1人当たりの宿泊料金によります。

手配旅行については、手配により旅行者と宿泊施設が契約した1人当たりの宿泊料金によりますが、旅行業者が受けるべき取扱手数料をこの宿泊料金から除いている場合は、これを除外する前の金額とします。ただし、当該手数料を引いた金額が宿泊施設に入金されるなど、宿泊施設が実質的に負担した手数料を把握できない場合は、宿泊料金に当該手数料が含まれているものとして取扱って差し支えありません。

Q13 宿泊予約サイトに支払う手数料は宿泊料金に含まれますか

A 宿泊施設が宿泊予約サイトに支払う手数料は、宿泊料金に含めて取り扱います。

ただし、当該手数料を引いた金額が宿泊施設に入金されるなど、宿泊施設が実質的に負担した手数料を把握できない場合は、宿泊料金に当該手数料が含まれているものとして取扱って差し支えありません。

Q14 利用客室の変更(アップグレード)があった場合の宿泊料金はどうなりますか

A 客室変更(アップグレード)により追加料金を徴した場合は、変更前の宿泊料金に当該追加料金を含めて宿泊料金とします。

Q15 観光目的ではない宿泊でも課税対象となりますか

A 旅館業法等に基づく宿泊施設の宿泊者は、宿泊目的に関わらず一定程度の行政サービスを享受していることを鑑み、すべての宿泊客に宿泊税をご負担いただくこととしております。

Q16 外国人観光客も課税対象となりますか

A 旅館業法等に基づく宿泊施設の宿泊者は、国籍に関わらず一定程度の行政サービスを享受していることを鑑み、すべての宿泊客に宿泊税をご負担いただくこととしております。

2 宿泊税の課税対象について

Q17 札幌市民が札幌市内で宿泊する場合も課税対象となりますか

A 札幌市民であったとしても、旅館業法等に基づく宿泊施設の宿泊者として一定程度の行政サービスを享受していることに鑑み、宿泊税をご負担いただくこととしております。

Q18 ハウスユース(自社の社員もしくは会社自らが客室を利用すること)の場合は課税対象となりますか

A 宿泊契約に基づく宿泊行為で宿泊料金が課されている場合は課税対象となります。

宿泊契約ではない宿泊行為の場合でも、日をまたぐ6時間以上の利用で料金を課している場合は課税対象となります。

Q19 自社向けの研修施設でも課税対象となりますか

A 研修施設であっても、旅館業法に該当する施設であれば、宿泊契約に基づく宿泊行為で宿泊料金が課されている場合は課税対象となります。

宿泊契約ではない宿泊行為の場合でも、日をまたぐ6時間以上の利用で料金を課している場合は課税対象となります。

Q20 ラブホテルは課税対象となりますか

課税対象となる場合、休憩利用でも課税することとなりますか

A 宿泊契約に基づく宿泊行為で宿泊料金が課されている場合は課税対象となります。

休憩利用であったとしても、日をまたぐ6時間以上の利用（その休憩契約等による利用に連続した延長利用の時間を含む）であれば、宿泊とみなして課税対象となります。

Q21 マンスリーマンションやウィークリーマンションは課税対象となりますか

A 旅館業法上の営業施設であるかどうかで課税対象の判断をすることとなります。

旅館業法上の営業施設であるか否かについては、衛生上の維持管理責任の所在等を踏まえて総合的に札幌市保健所にて判断することとなります。

Q22 1室当たりの宿泊料金を設定し、1人当たりの宿泊料金を設定していない場合、宿泊料金はどのように算出するのですか

A 1室を単位として料金が設定されているなど1人当たりの宿泊料金が不明な場合は、1室1人当たりの宿泊料金の総額を宿泊人数で除した額を1人当たりの宿泊料金とします。

2 宿泊税の課税対象について

Q23 レイトチェックイン、レイトチェックアウトの場合は課税対象となりますか(事前に宿泊契約をした上で午前0時を超えてからチェックインした場合)

A レイトチェックインにより宿泊契約をしている宿泊者が午前0時を超えてからチェックインを行い、実際の利用が日をまたがない場合でも、宿泊契約に基づき宿泊料金が徴収されるのであれば、宿泊税の課税対象となります。

レイトチェックアウトにより追加料金が生じた場合、延長料金を宿泊料金として徴収している場合は当該延長料金を宿泊料金に含めるようお願いいたします。宿泊料金とは別に時間延長に係る料金を徴収している場合においては、当該延長料金を宿泊料金に含めません。

Q24 シーツ代のみ料金を徴収する場合でも課税対象となりますか

A 低廉な実費負担分として宿泊者がシーツ代等の立替金のみを支払う場合は、宿泊料金には含まれないため、宿泊税はかかりません。

ただし、その立替金に類する金額以外の宿泊料金が無料の場合に限ります。

Q25 公営施設も課税対象となりますか

A 設置目的に関わらず、旅館業法等に基づく宿泊施設であれば課税対象となります。

Q26 キャンプ場のコテージやテントサイトも課税対象となりますか

A 移動式のテントを利用者が設置する場合等、旅館業法等に基づく宿泊施設に該当しない場合は課税対象とはなりませんが、固定式のテントやコテージ等、事業者が設けた施設で、旅館業法に基づく宿泊施設に該当する場合には課税対象となります。

Q27 カプセルホテルも課税対象となりますか

A カプセルホテルなどの「簡易宿所」も課税対象となります。

Q28 インターネットカフェも課税対象となりますか

A 通常、インターネットカフェは旅館業法の旅館業に該当しないものと考えられますが、営業形態により旅館業法の許可を受けている場合は、宿泊税の課税対象となります。

2 宿泊税の課税対象について

Q29 当日のみの利用(小休憩)や、短時間での日をまたぐ利用の場合は課税対象となりますか

A 当日のみの利用（いわゆるデイクース）の場合は、宿泊税の課税対象とはなりません。ただし、この利用による料金を契約上「宿泊料金」として取り扱う場合は、宿泊税の課税対象となります。

また、日をまたぐ利用については、その利用が宿泊契約でない場合であっても、日をまたぐ6時間以上の利用であれば、宿泊とみなして課税対象となります。

Q30 ホールドルーム等、事前に部屋を押さえていた場合はどうなりますか

A ホールドルーム、キープルーム等の宿泊行為を伴わない契約（利用契約）の場合は課税対象となりません。ただし、宿泊施設が宿泊料金を徴するなど「宿泊行為」として取り扱っている場合や実際に宿泊行為があった場合、日をまたぐ6時間以上の利用により宿泊行為があったとみなされる場合には課税対象となります。

この場合において、宿泊者数は、宿泊施設で把握する人数とします。

Q31 避難所開設等の緊急時における宿泊については課税対象外としてよいですか

A 天災による宿泊については、条例により減免規程を設けており、その取扱いについては、災害の発生ごとに通知することとなります。

なお、宿泊料金や寝具の追加料金等を徴しない場合は課税対象とはなりません。

Q32 生活困窮者が利用する無料低額宿泊所も課税対象となりますか

A 無料低額宿泊所は、社会福祉法に基づく社会福祉事業であり、旅館業に該当しないため、課税対象とはなりません。

Q33 無料宿泊券を利用する場合も課税対象となりますか

A 宿泊施設が独自に宿泊者に対して通常の宿泊料金の一定割合・金額を値引きして請求する場合は、値引き後の宿泊者が支払うべき金額が宿泊料金となります。

そのため、無料宿泊券を宿泊施設が発行した場合は、宿泊料金が0円となることから、宿泊税は課税されません。

なお、第三者からの支払がある場合で、直接に宿泊者の宿泊料金の全部又は一部として取り扱われる場合は、宿泊者の支払うべき金額と第三者からの支払われた金額を合算した金額が宿泊料金となります。

2 宿泊税の課税対象について

Q34 キャンセルがあった場合の取扱いはどうなりますか

A キャンセル料を契約上「違約金」として取り扱う場合は、宿泊税は課税されません。ただし、契約上「宿泊料金」として取り扱う場合は、そのキャンセル料金を宿泊料金とみなし、宿泊税の課税対象となります。

Q35 外国大使の宿泊は課税対象となりますか

A 外国大使等の任務遂行に伴う宿泊については、ウィーン条約に基づく相互主義の観点から宿泊税を課税対象としないこととします。

なお、具体的な取扱い等については、「外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る消費税免除の取扱いについて」（消費税法基本通達）に準じます。

Q36 エキストラベッドを追加した場合、宿泊料金はどのように計算しますか

A エキストラベッド等の有料の寝具の追加がある場合で、追加料金が特定の宿泊者に帰属することが明らかな場合は、その金額を当該宿泊者の宿泊料金として別に取り扱い、宿泊料金の総額及び宿泊者の総数から除外します。

Q37 子どもの宿泊料は徴収せず「施設利用料」として定額を徴収する場合、課税対象となりますか

A 宿泊料金に含まれるものの例として「清掃代、寝具使用料、入浴代など」があり、宿泊料金に含まれないものとして「食事代、遊興費」などがあります。当該施設使用料が寝具使用料や入浴代などの宿泊の使用の対価として負担するものであれば、課税対象となります。

宿泊料金には、宿泊者の意思にかかわらず請求される清掃代、寝具使用代、入浴代、寝衣代その他これらに係るサービス料、奉仕料等が含まれます。

Q38 旅行会社の添乗員の宿泊料金が規約により無料となる場合は課税対象となりますか

A 宿泊施設が旅行会社の添乗員の宿泊料金を無料としている場合は、宿泊税は課税されません。

Q39 2人で予約し事前に宿泊税を徴収していましたが、実際の宿泊が1人のみであった場合の取扱いはどうなりますか

A 実際に宿泊があった人数で宿泊税を徴収することとなるため、事前に徴収していた税額と差額がある場合は、差額分を返金することになります。ただし、契約上「宿泊料金」として取り扱う場合は、そのキャンセル料金を宿泊料金とみなして、宿泊税の課税対象となります。

2 宿泊税の課税対象について

Q40 外貨建て取引による宿泊料金の考え方はどうなりますか

A 宿泊料金の外貨建て支払における宿泊料金は、原則として、宿泊施設がその取引を計上すべき日の直物為替相場の電信売買相場の仲値（TTM）の為替相場による円換算額により算定した金額を宿泊料金とします。（具体的な取扱いについては、「外貨建取引に係る会計処理等」（法人税基本通達）に準じます。）

3 特別徴収の手続き等について（特別徴収義務者向け）

Q1 特別徴収義務者となるのはどのような人ですか

A 旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所の経営者及び住宅宿泊事業法の届出をした住宅（いわゆる民泊）の経営者が特別徴収義務者となります。

ただし、全面的に経営を委託している場合など、宿泊施設の経営者からの申出書の提出等により、経営者以外の方を特別徴収義務者として指定する場合があります。

Q2 特別徴収義務者として行わなければならないことはどのようなものがありますか

A 宿泊者から宿泊税を徴収し札幌市に納入申告するほか、帳簿や書類の記載、保存を行う必要があります。

Q3 これから宿泊施設の経営を始めようと考えていますが、どのような手続きが必要になりますか

A 以下の手続きが必要になります。

- ・旅館業法の許可、住宅宿泊事業法の届出の手続きを終える。
- ・経営申告書を経営開始の5日前までに札幌市へ提出する。
- ・宿泊者から宿泊税を徴収する。
- ・徴収した宿泊税について毎月納入申告書を作成・提出し宿泊税を納入する。

Q4 宿泊税の申告書等の様式はどこで入手できますか

A 札幌市のホームページにデータを掲載いたしますので、ダウンロードの上、ご利用願います。

※データは準備が出来次第、ホームページへ掲載いたします。

3 特別徴収の手続き等について(特別徴収義務者向け)

Q5 各種申告書等はどこに提出すればよいですか

A 宿泊税の各種申告書は次の担当部署へご提出ください。

〒060-8649

札幌市中央区南3条西11丁目

札幌市中央市税事務所 諸税課事業所税係(宿泊税担当)

なお、eLTAX(エルタックス)で電子申告を行うことも可能です。

Q6 納入申告書は毎月送られてきますか

A 納入申告書及び納入書は毎年3月頃に翌年度分(1年分)の用紙を札幌市から特別徴収義務者宛に送付する予定です。

Q7 申告納入は毎月行わなければならないのですか

A 申告納入は毎月行う必要があります。ただし、所定の要件を満たす場合は、宿泊事業者が申請し承認を受けることにより、申告納入期限の特例が適用され、3か月分をまとめた年4回の申告納入期限とすることが可能となります。

特例の要件等、詳細は「宿泊税の申告納入期限の特例」のページをご確認ください。

Q8 宿泊がない月でも申告書を提出しなければならないのですか

A 宿泊行為がない月は宿泊料金の受領もないため、納入すべき宿泊税は発生しませんが、適正かつ公正な課税を行うという考えのもと、宿泊行為がなかったことも含めて的確に把握する必要があることから、納入申告書の提出をお願いいたします。

Q9 札幌市と北海道それぞれに申告納入する必要があるのでしょうか

A 札幌市域内の宿泊税は、北海道分も札幌市が一括して課税と徴収を行います。

そのため、特別徴収義務者は札幌市に北海道と札幌市の合計額を納入することになります。

Q10 銀行窓口で宿泊税を納入する場合、振込手数料は事業者が負担するのでしょうか

A 札幌市から送付した納付書を利用して銀行窓口で宿泊税を納入する際には、振込手数料はかかりません。

3 特別徴収の手続き等について(特別徴収義務者向け)

Q11 旅行業者を通じて宿泊費が支払われた場合、旅行業者からの入金に1~3ヶ月程かかりますが、宿泊の翌月に宿泊税を納入しないといけないのでしょうか

A 宿泊税は、宿泊料を徴収した日ではなく、宿泊行為があった日が属する月に計上し、その翌月に申告をすることとなります。

事前振込日と実際の宿泊日が月をまたぐ場合や、旅行業者からの振込が翌月になる場合でも、宿泊日が属する月の翌月に申告及び納入をすることとなります。

Q12 宿泊税を口座振替で支払うことはできますか

A 宿泊税は申告納付となるため、口座振替による納入はできません。

Q13 宿泊税の電子申告は可能ですか

A eLTAXの機能を利用して電子申告が可能です。

Q14 宿泊者の情報を取得する必要がありますか。また、保存すべき書類はありますか

A 納入申告書と月計表の内容が確認できるように、次のものを作成・保存してください。

- ・帳簿：宿泊年月日、宿泊者数、宿泊料金、課税対象となる宿泊者数及び宿泊税額の記載があるもの

(例) 総勘定元帳、仕訳帳、現金出納帳、売掛金元帳、売上帳、予約台帳など

- ・書類：宿泊の際に作成される売上傳票その他の書類で宿泊年月日、宿泊数、宿泊料金及び宿泊税額が記載されているもの

Q15 罰則規定はありますか

A 札幌市宿泊税条例第24条に定める帳簿・書類の記載と保存に関する違反をした者について1年以上の拘禁刑又は50万円以下の罰金が科せられることとなります。

Q16 宿泊者が宿泊税を支払わなかった場合どうなりますか

A 宿泊税が支払われなかった場合、地方税法上、特別徴収義務者が当該税額を札幌市に納入したうえで、納税拒否をした宿泊者に求償することとなります。(地方税法第733条の15第3項)

Q17 特別徴収義務者が宿泊税を宿泊者から徴収する方法は決まっていますか

A 徴収方法については定めていないため、事前決済時に宿泊料金と併せて徴収する方法や現地で徴収する方法、また、現金に限らずクレジットカードでの徴収など、事業者が徴収しやすい方法を選択いただいて差し支えありません。

3 特別徴収の手続き等について(特別徴収義務者向け)

Q18 旅行業者は特別徴収義務者となっていませんが、宿泊者から宿泊税相当の金額を預かっても問題ないのでしょうか

A 旅行業者の方が旅行商品の販売時に宿泊税相当分を預かり、ホテルや旅館等に支払うことも可能です。宿泊税を旅行商品の販売時に預り金として取り扱うか、あるいはホテルや旅館等に宿泊する際に支払うかについては、旅行業者の方とホテル、旅館等との間で取り決めることとなります。

※旅行業者がつくるパッケージ商品の代金の中に宿泊税を含める場合は、その旨を明記する必要があります。

Q19 旅行業者から宿泊税を一括して市に納入してもらうことはできないのでしょうか

A 旅行業者の方は特別徴収義務者にはならないため、旅行業者から市に納入することはできません。

Q20 現金以外の支払手段で宿泊税を徴収した場合の各種手数料は特別徴収義務者の負担になるのでしょうか

A 宿泊税をクレジットカードで支払われた場合の手数料については、宿泊事業者のご負担となります。

Q21 宿泊者と予約者(料金支払者)が別人の場合、どちらから宿泊税を徴収すべきでしょうか

A 課税対象者は宿泊者となりますが、予約者が宿泊税を含めて宿泊料金を支払った場合は、宿泊者からの徴収は不要になります。

予約者が宿泊料金の支払いと併せて宿泊税を支払っていない場合は、宿泊者から徴収します。

Q22 領収書に宿泊税の表記をしなければならないのでしょうか

A 宿泊税は消費税の課税標準である課税資産の対価に含まれませんが、領収書に宿泊税の記載がない場合は、宿泊税を含んだ金額が消費税の課税標準となってしまうため、領収書等には宿泊税の名称及びその額を記載するようお願いいたします。

なお、日本語表記は「宿泊税」、英語表記は「Accommodation Tax」となり、名称とその額は手書きしていただいても結構です。

Q23 領収書に貼る収入印紙の金額は宿泊税を除いた金額で判断するのでしょうか

A 印紙税の考え方については、国税庁のホームページや税務署でご確認ください。

3 特別徴収の手続き等について(特別徴収義務者向け)

Q24 特別徴収事務に係る費用に対する補償などはありませんか

A 宿泊税の特別徴収に係る経費の一部を支援するため、交付金制度を設けることとしており、原則として納期限までに申告納入された宿泊税額の 2.5%（当初5 年間は 3.5%）を特別徴収義務者へ交付します。

Q25 宿泊税制度の周知・広報はどのように行うのでしょうか

A 宿泊者に円滑に宿泊税を納付いただけるよう、宿泊施設へポスター掲示やチラシ配架のご協力をお願いするほか、市有施設や交通要所でのポスター掲示、広報さっぽろへの記事掲載など様々な媒体を活用し、制度の周知・広報を徹底してまいります。

Q26 外国人への説明に対するサポートはありますか

A 多言語に対応したリーフレットを作成し、特別徴収義務者へ配布させていただきますので、当該リーフレットを使って宿泊税が課税される旨のご説明をお願いいたします。

Q27 申告や納入が遅れた場合どうなりますか

A 申告が遅れた場合には不申告加算金、納入が遅れた場合には延滞金がかかる場合があります。

Q28 宿泊が月をまたいだ場合、それぞれの月で申告納入するのでしょうか

A 宿泊税は、宿泊料を徴収した日ではなく、宿泊行為のあった日が属する月に計上する必要があります。

例えば、4 月 30 日、5 月 1 日と月をまたぐ連泊となった場合は、4 月 30 日分を 4 月分に、5 月 1 日分を 5 月分に分けて計上し申告納入してください。

Q29 特別徴収義務者交付金相当額を差し引いて申告納入してもよいですか

A 特別徴収義務者交付金は、交付対象となる金額等の確認を行い、納入があった年度の翌年度に交付することとしております。

そのため、申告納入時点で交付金相当額を差し引くことはできません。。

Q30 旅館業(住宅宿泊事業)をやめる場合、宿泊税の手続きも必要ですか

A 経営を廃止する際は、旅館業法又は住宅宿泊事業法上の廃止（停止）の手続きをした上で、速やかに宿泊施設営業休止・再開・廃止届出書で廃止の申告をしてください。